

免許番号 共第8号

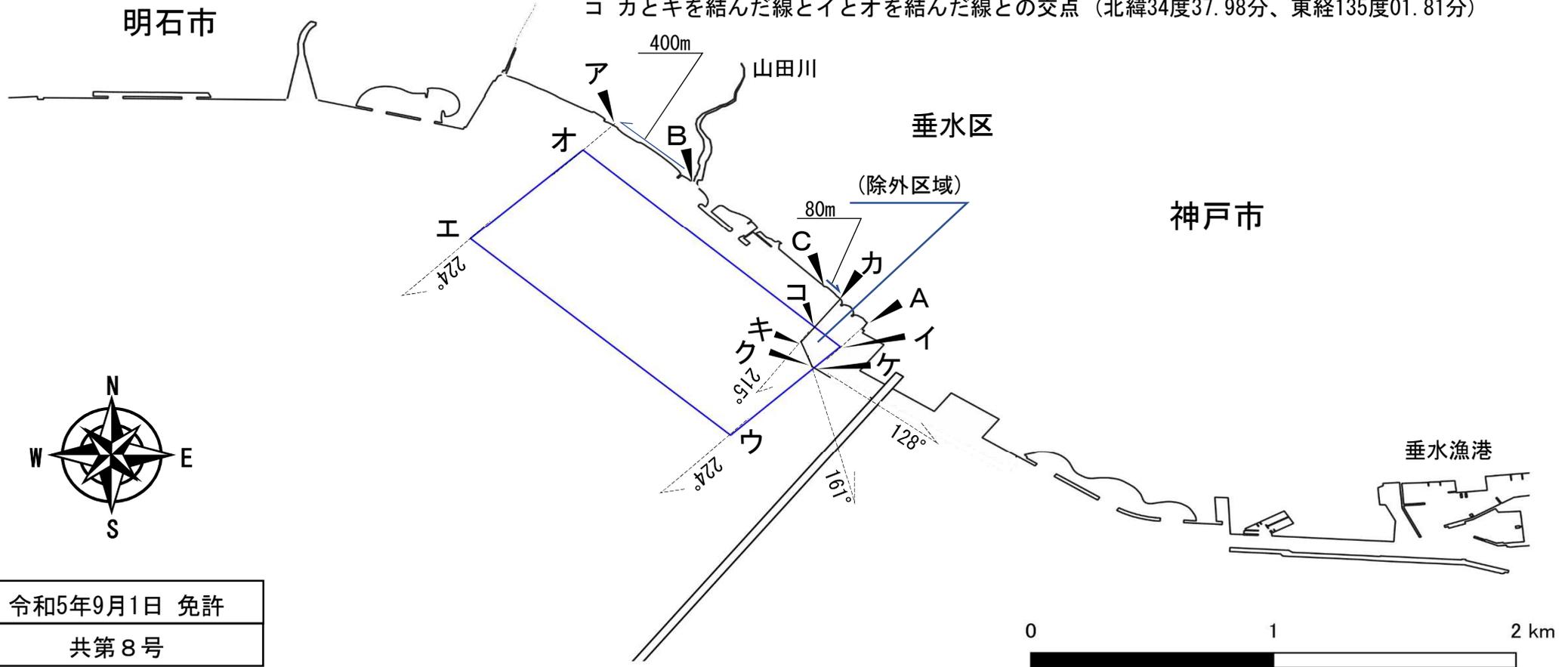
漁場の位置 神戸市垂水区西舞子町沖合

漁場の区域 次の点のうちイ、ウ、エ、オ及びびイを結んだ線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。
(除外区域) 点イ、コ、キ、ク、ケ及びびイを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 神戸市垂水区舞子公園南西角にある砲台跡碑
(北緯34度37.99分、東経135度01.94分)
- B 神戸市垂水区西舞子町山田川尻右岸
(北緯34度38.36分、東経135度01.54分)
- C 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端
(北緯34度38.08分、東経135度01.83分)

- ア Bから最大高潮時海岸線に沿い西へ400メートルの点 (北緯34度38.49分、東経135度01.33分)
- イ Aから224度150メートルの点 (北緯34度37.94分、東経135度01.87分)
- ウ Aから224度700メートルの点 (北緯34度37.72分、東経135度01.62分)
- エ アから224度700メートルの点 (北緯34度38.22分、東経135度01.02分)
- オ アから224度150メートルの点 (北緯34度38.43分、東経135度01.27分)
- カ Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 (北緯34度38.05分、東経135度01.87分)
- キ カから215度230メートルの点 (北緯34度37.95分、東経135度01.78分)
- ク キから161度116メートルの点 (北緯34度37.89分、東経135度01.81分)
- ケ クから128度の線とAから224度の線との交点 (北緯34度37.88分、東経135度01.81分)
- コ カとキを結んだ線とイとオを結んだ線との交点 (北緯34度37.98分、東経135度01.81分)



令和5年9月1日 免許
共第8号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第8号		摘 要		

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		